現行省令

(谷基一舟方式以唇) 2. 五代 6. 村立 1. 五八字 月二十三名 新矛名 4. 雪● -	
省令案	
	目次
	第二章 登録(第三条—年
	技
	第二節 衛星役務利用第二節 通則(第十二名
	節
	第五章 雑則(第三十六名)
	附則
	第一章 総則
(目的)	(目的)
条この省令は	の規則
二品を超え一二・七五品以下の周波数の電波を使用する人工衛星一一流。という)第百三十万多第一項の規定に基づき、一二・	する事項及び法の委任に共力・活力を
通言受情(人に「耐匙」党女を受情している。 こ適用される耐に開設する無線局を用いて行う一般放送の業務に用いられる電気	
送に関す	
を目的とする。	

第十一条)

元放送 (略) 元放送(第十三条—第十五条)

(略)

―第三十五条の八)

条—第四十一条)

という。 基づく事項を定めることを目的とする。)の規定を施行するために必要と

【削除】		【削除】		【削除】	委員会規則第十四号)において使用する用語の例による。
のとする。	第二節 衛星役務利用放送	この章の定めるところによる。第十二条 法第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準は、(根拠)	第二章 技術基準第二章 【略】	一~二十五 (略)	する。

(送信の方式)

条及び第四条に規定する方式であること。 九条第 る規定中同 次の表の第一欄に掲げる省令については、 放送に関する送信の標準方式 第二十一条第 に掲げる字句に読み替えるものとする。 ョン放送(デジタル放送を除く。 (平成●年総務省令第●号)第十八条第二項及び第三項 超短波放送に関する送信の標準方式 第九条から第十二条まで及び第十五条並びに標準テレビジ 項 表の第 から第三項まで、 項 三欄に掲げる字句は、 (第一号を除く。 第二十条第 (平成●年総務省令第●号) に関する送信 並びに超短波データ多重 (平成●年総務省令第 それぞれ同表の第四 この場合において、 同表の 項及び第二項並びに 第二欄に掲げ の標準方式 第二 第十

					式	信の標準方	に関する送	超短波放送	第一欄	
							項	第十二条第二	第二欄	
年総務省令第	方式(平成●	る送信の標準	く。)に関す	タル放送を除	ン放送(デジ	準テレビジョ	重畳方式(標	疑似乱数符号	第三欄	
う。)	する方式をい	号系列を重畳	に疑似乱数符	値の符号系列	声信号の標本	子化された音	重畳方式(量	疑似乱数符号	第四欄	

(送信の方式)

号) 方式 項 欄に掲げる規定中同表 おいて、次の表の第一 タ多重放送に関する送信の標準方式 項並びに第十八条第一項 第二十六号)第七条から第十条まで及び第十三条並びに標準 レビジョン放送(デジタル放送を除く。 第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 超短波放送に関する送信 第二条及び第三条に規定する方式であること。 第十六条第 (平成三年郵政省令第三十六号) 項から第三項まで、 欄に掲げる省令については、 の第三欄に掲げる字句は、 (第一号を除く。 の標準方式 (平成七年郵政省令第十七 第十五条第二項及び第三 第十)に関する送信の標準 昭 -七条第 和 並びに超短波デ 匹 十三 それぞれ同 この場合に 年 項及び第一 同 郵 の第二 政 省 表

					式	信の標準方	に関する送	超短波放送	第一欄
								第十条第二項	第二欄
年郵政省令第	方式 (平成三	る送信の標準	く。)に関す	タル放送を除	ン放送(デジ	準テレビジョ	重畳方式(標	疑似乱数符号	第三欄
ۇ •	する方式をい	号系列を重畳	に疑似乱数符	値の符号系列	声信号の標本	子化された音	重畳方式(量	疑似乱数符号	第四欄

		Ľ°	う。以下同	ンブルをい	定するスクラ	項第一号に規	二十一条第一	の標準方式第	に関する送信	送を除く。)	(デジタル放	ジョン放送	(標準テレビ	スクランブル	いう。)	号重畳方式を	る疑似乱数符	二号に規定す	一条第一項第	●号) 第二十
ためになる。	とりて、言号いようにする	ことができなれば受信する	置によらなけ	護する受信装	する権利を保	放送番組に関	するため又は	きないように	することがで	なければ受信	信装置によら	が設置する受	(国内受信者	スクランブル						
			以下同じ。)	ブルをいう。	するスクラン	第一号に規定	十八条第一項	の標準方式第	に関する送信	送を除く。)	(デジタル放	ジョン放送	(標準テレビ	スクランブル	をいう。)	符号重畳方式	する疑似乱数	第二号に規定	十八条第一項	

									第十三条															
に係る音声信	スクランブル	条第一項及び	る規定(第四	声信号に関す	この省令の音	合	信号を送る場	より緊急警報	超短波放送に				う。)	連情報をい	に規定する関	第一項第三号	方式第十八条	る送信の標準	く。)に関す	タル放送を除	ン放送(デジ	準テレビジョ	関連情報(標	
この省令及び	いて適用する	条第一項にお	行規則第十四	利用放送法施	電気通信役務			を送る場合	緊急警報信号	う。)	する情報をい	臣が別に告示	その他総務大	要な情報及び	するために必	が料金を徴収	料放送事業者	対価として有	け、又はその	の提供を受	料放送の役務	内受信者が有	関連情報(国	

【削除】	【削除】	【削除】	
			標準方式
込み			する送信の
の符号の書き			く。)に関
をいう。)へ			放送を除
十四列の行列	き込み		(デジタル
(三十二行六	への符号の書	項	ジョン放送
フレーム行列	フレーム行列	第十八条第二	標準テレビ
<°)			
する規定を除			
音声信号に関			
ンブルに係る			
規定(スクラ			
信号に関する			
●号)の音声			
年総務省令第			
方式(平成●			
る送信の標準			
く。)に関す			
ル放送を除			
放送(デジタ			
テレビジョン			
省令及び標準			
適用するこの	定を除く。)		
一項において	号に関する規		

の関除ル送ビ 第十五条第二 有料放送 放 書 の関除ル送ビ 第十五条第二 への符号の 書 が必送(放 書		標準方式	する送信	く。)に	放送を	(デジタ	ジョン放送	標準テレ															
有 有 さ さ の か お の う う う 行 書列	十八条							ビ第十															
放 書列	 有					き込み	への符号	一フレーム														定を除く。	一見に見つ
			込み		をいう。	十四列	の書(三十	行列	<	規定	信号に関する	ルに係る音	(スクラン	関する規	の音声信号に	第三十六号)	三年郵政省令	準方式	する送信の	除く。)	ジタル) =	さき 材室 ラ

												式	信の標準方	に関する送	タ多重放送	超短波デー								
																第三条								
する関連情報	第三号に規定	十一条第一項	いう。)第二	標準方式」と	ジョン放送の	「標準テレビ	●号。以下	年総務省令第	方式(平成●	る送信の標準	く。)に関す	タル放送を除	ン放送(デジ	準テレビジョ	関連情報(標	超短波放送の								
			う。)	する情報をい	臣が別に告示	その他総務大	要な情報及び	するために必	が料金を徴収	料放送事業者	対価として有	け、又はその	の提供を受	料放送の役務	内受信者が有	関連情報(国								
												式	信の標準方	に関する送	タ多重放送	超短波デー								
																第二条								項
					う。)	連情報をい	に規定する関	第一項第三号	方式第十八条	る送信の標準	く。)に関す	タル放送を除	ン放送(デジ	準テレビジョ	関連情報(標	超短波放送の	下同じ。)	送をいう。以	定する有料放	四第一項に規	第五十二条の	百三十二号)	十五年法律第	送法(昭和二
			う。)	する情報をい	臣が別に告示	その他総務大	要な情報及び	するために必	が料金を徴収	料放送事業者	対価として有	け、又はその	の提供を受	料放送の役務	内受信者が有	関連情報(国								

第四条	削除
じ。) で は は で 信 で に で に で に で に で で に で で に と は で に よ ら で 信 で に い ん 気 で 信 か ん 気 で 信 か ん 気 で 信 か ん 気 で 信 か ん 気 で 信 か ん 気 で 信 か た か に で 信 か た か で 信 か た か で 信 か た か で 信 か た か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で 信 か で で で に で に で に で に か で に か で に か で に か で に か か に か か に か か に か か に か に	【削除】
いこれ置護す放すきすな信が、スクよびではよる権番にといるとはによる権利にはなるにははのうが受ける権利になるにははは、一人のではない。これでは、一人のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	削除

																							第三条	
にかくはんす	号波を電気的	るために、信	ないようにす	ることができ	ければ受信す	装置によらな	設置する受信	をいう。)が	る国内受信者	一項に規定す	十二条の四第	(放送法第五	(国内受信者	スクランブル	下同じ。)	送をいう。以	定する有料放	四第一項に規	第五十二条の	百三十二号)	十五年法律第	送法(昭和二	有料放送(放	
														スクランブル									有料放送	

以下同 た カ 波 ことを < を電 8 は に いう。 んする 気 的に 信 号

業者が 報(国内受信者が有用 方式 から 保護する受信装置によらなけれ ば受信することができない として放送事業者が料金を徴収 標準方式第三条から第八条まで、 合において、 七十四条及び (以下「高度狭帯域伝送方式」という。 方式」 冰準方式 他総務大臣が の第四項 (以下「狭帯域伝送方式」という。 て有料 (国内受信者が有料放 般 放送番組 という。 放送を行う (平成 まで及び第六十九条から第七十 ビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信 -放送事業者が料 デジタル放送の 第七十九条から第八十一条までに規定する方式 別に告示する情 に関する権 年総務省令第 第三条から第八条まで、 料放送の役務の提供を受け、又はその対 般放送 送の役務 ようにするために必要な情報及びそ 利を保護する受信装置によらなけれ 標準方式第三条第一項中 事 金 を徴収、 業者が 報を ば受信することができな するために必要な情報 ● 号。 第 いう。 \mathcal{O} 一十三条、 提供を受け、 以下 放送番組 するために)

であること。 」とあ 又はデジタル放送の ・四条までに 「デジタル 第二十三条第 第六十 るの 関 必要な情 する権 又はその 放送 は İι 規定する この場 放送事 関 「関連 よう 連 報 利 情 第 妆 価

利用

放送事

業者が

放送番組

に関する権

利を保護する受信

よらなけれ

ば受信することができない

ようにするため

に必要

う。 するために必要な情報 提供を受け、 る受信装置によらなければ受信することができない めに必要な情報 供を受け、 第三条第一項中 域伝送方式」という。)であること。 第四十八条から第五十条までに規定する方式 条から第八条まで、 定する方式 第二項から第四項まで及び第三十八 送の標準方式」という。 標準方式 ために必要な情報及びその他総務大臣 標準テレ 」とあ (平成十五年総務省令第二十六号。 るのは 又はその対価として放送事業者が料金を徴 ビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信 (以下「狭帯域伝送方式」という。 又はその対価として有料放送事 「関連: 関 放送事業者が放送番 第二十 情報 連 情 衛星役務利用 報 第三条から第八条まで、 (国内受信 条、 う。 (国 る 第二 内受信者が有料 لح 以 条から第四十三条まで この場合におい 十八条 放送を行う電 が別に告示する情報 組に関する権利を保護 者が有料放送の を 下 司 11 業者 以下 (以 下)又は同令第三 第四 放送 が 第一 料 ようにする 気 「高度狭 + 役務 収するた 通 金 \mathcal{O} 三条及び 信役 タル を徴 役務 を 同 \mathcal{O} 務 灯 す 提 令 放 \mathcal{O}

報をいう。 7 及び彩度を表す信号(以下 を表す信号 適用するこの省令」と読み替えるものとする。 輝 するため 衛星 度信号及び色差信号の標本値」 タ 般放送に関 に必 (以 下 放 送 要 な \mathcal{O} 標 輝度信号」という。 タル する送信の標準方式第三条第二号に 準方式 報 及び 放送の 「色差信号」という。 第七 そ \mathcal{O} 十 標準方式第 他 とあるのは 匹 総 条中 務)並びに被写体の 大臣 この が 二十三条第 別 「被写体 節」 に 0 告 とあ 標本 示 する情 \mathcal{O} るの 値 色 項 お 輝 度 中 相

よらなけ 報 二項、 収 はその対 ら第三項まで、 する方式 方式第三条、 第二十三条及び第五十一条から第五十五条までに規定する方式 (以 下 するため 報及び デジタル この場合において、 関連 第五十 放送事業者が放送番組 を受け、 第六十三条、 「広帯域伝送方式」という。 ?価として放送事業者が料金 とある その 情 れ (以下「高度広帯域伝送方式」という。 に必 報 ば受信することができない 放送の標準方式第三条から第八条まで、 第四条第二項、 条から第六十一 他 (国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、 要な情 第八条、 又はその \mathcal{O} |総務 は 第六十四条並びに第六十五条第 「関連 大臣 報 デジタ 第十七条 対 が 価とし 情報 衛星 に関する権利を保護する受信装置に 別に 条まで 第五条、 ル 告示する情報 (国内受信者が有料: 放送の 般 て有料 放送を行う を徴収するために必要な情 第三 又はデジタル放送の標準 ようにするために必要な 第六条、 第六十二条第 標準方式第 一十条第 放送事業者 を 第七条第 ** \ 般 項 う。 放送の 三条第 第十 放送事 が であ 項及び 第五 料 項に規定 以 金 七 業者 役 るこ 項 · 条、 下 + か 又 項 第 同

> う。 るの あるのは 号」という。 令 情 お 第二十 報及びそ)並びに被写体の色相 て適用するこの省令」と読み替えるものとする。 は 被写 一条第二項中 電 0) 気 他 体 0) 通 総 \mathcal{O} 標本 務 信 輝 役務利 大 度を 値 臣 輝 が と 表 及び彩度を表す信号 用放送法施 度信号及び色差信号の標本 别 なす信号 に告示する情 同令第四十三条中 以 行 規則 下 報 第 輝 (以 下 度信 う。 匝 この 条 5号」と 値」とあ 「色差 節」と 同

項、 る \mathcal{O} ば受信することが 業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によら として放送 報 であること。 第二項、 に の三から 第二十 (以 下 のは デジタ 他総 項に規定する方式 必要な情 国 第三十五条の八 第十六条 は 務大臣が別に 内受信者が 「関 「広帯域伝送方式」という。 そ 第三 第五条、 条及び第三十条から第三十四条までに規定する方式 ル 放送の 報 \mathcal{O} 事業者が料金を徴収するために必要な情報 連 この場合におい 十五 対 情 価とし 衛 第 報 条の できないようにするために必要な情 有料放送の役務の提供を受け、 標準方式第三条から第八条まで、 星役務利用放送を行う電気通信役務利用 第六条、 一十二条の 告示する情報を 国 (以下「高度広帯域伝送方式」という。 て有 第三十五条の九並びに第三十五条の十 六]内受信者 ま 第七条第 で て、 放送事業者が 七 第三 第 が 同令第三条第一項 有料 十 項 又は同令第三 う。 五条の 項から第三項まで、 放送の役務 第三十条 以下同 料 -金を 七 第 又はその ľ 徴 中 \mathcal{O} 項 収 第 第三十 提 報及び 及び)」とあ す Ź なけ 関 第四 供 放 を受 第八 対 連 放 \pm そ 価 条 条 情

条中 信することができないようにするために必要な情報及びその が 読み替えるものとする。 るこの省令第五章第二 タル放送の標準方式第五十三条中「この節」とあるの 総 方式第三条第三号におい 放送番 般放送に関する送信の標準方式第三条第三号において適用す 務大臣 「この節」とあるの が 組 別に告示する情報をいう。 12 .関する権利を保護する受信装置によ 節」と、 は て適用するこの省令第五章第三節」と 衛星 デジタ 般放送に関する送信の 以下同じ。 ル放送の 標準) 」 と、 5 なけ 方 第六十 れ 衛星 デジ 標準 . ば 受 他

(許容偏差等)

各号のいずれにも適合するものでなければならない。 第四条 前条第一号の送信の方式による衛星一般放送設備は、次の

- 六〇ビットを超える偏差を生じないこと。する送信の標準方式第十条第四項に規定する値から毎秒(艹)一 搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、超短波放送に関
- 一多重フレ 毎秒 放送に関する送信 条第二項に規定するフレームをいう。) (艹)一○ビットを超える偏差を生じないこと。 ーム行列 の標準方式第十一 (超短波放送に関する送信 条第五 の伝送速 頭に規 \mathcal{O} 速度は、 標準 定する値 方式第九 超短波 から
- 別図第一に示すところによること。
 三 搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性の許容範囲は
- に 周 示す音声信号の 総合周波 一数の音声信号を伝送したとき、 数特性は、五〇ヘルツから一五、 ブ 工 ンファシスを行う場合の その特性曲 \bigcirc 五. 線 ヘル \bigcirc が 別図 7 ツまで 1 ・クロ 第

その他 用するこの省令第五章第三節」 用 れば受信することができないようにするために必要な情報及 事業者が 五章第二節」 電気通信役務利用放送法施行規則第十四条第三号におい 放送法施行規則第十四条第三号におい 同令第三 一総務大臣が別に告示する情報をいう。 放送番 と 十二条中 組 に関する権利を保護する受信装置に 同令第三 「この節」とあるのは 十五条の五 と読み替えるものとする。 中 て適用するこの 「この節」とあ 以下同 電気通信役務 よらな る 省 令 0) は 第 利

(許容偏差等)

は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。第十五条 前条第一号の送信の方式による衛星役務利用放送設備

六〇ビットを超える偏差を生じないこと。する送信の標準方式第八条第四項に規定する値から毎秒(艹)― 搬送波を変調する各軸の信号の伝送速度は、超短波放送に関

- 一 多重フレーム行列 秒 放送に関する送信 条第二項に規定するフレームをいう。 ○ビットを超える偏差を生じないこと。 0 標準方式第九条第五 (超短波放送に関する送信)の伝送速 項に 規定する値から \mathcal{O} 度は、 標準 方 超短 式 第 波 九
- 四 (同上)

(同上)

(同上)

三に示すところによること。	される周波数特性の回路によりディエンファシスを行うものとら、一番の近五○マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表上、前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。 大値を対雑音比は、一、○○○ヘルツの周波数の音声信号の最	五〇へルツ以上一〇、〇〇〇二パーセント五〇へルツ以上一〇、〇〇〇二パーセント五、〇〇〇へルツ以上一三パーセント	であること。
一 (同上)2 前条第二号の送信の方式のうち、狭帯域伝送方式による衛星役	七 (同上)	(同上)	五(同上)

- 図第四に示すところによること。 水平走 査 0 繰 返 L 周 波数及び 標 本 化 周 波数 0) 許 容 偏 差 は、 別
- える偏差を生じないこと。 式第七十条第二項に規定する値から、 搬送波を変調 でする信号の伝送速度は、 1+ デジタル 百万分の二十を超 放送 の 標準 方
- 兀 ころによること。 搬送波の変調波スペクト ルの 許容範囲 は、 別図第一 五. に示すと

五. アパーチャ補正は、 別図第六に示すものであること。

3 らない。 般放送設備 前条第三号の送信の方式のうち、 は、 次の各号のいずれにも適合するものでなけ 広帯域伝送方式による衛星 れ ば な

- 三に示すところによること。 水平同期信号及び 垂直同 期 信 号の波 形の許容範囲 は、 別 図 第
- 図第四に示すところによること。 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏 差は、 別
- 超える偏差を生じないこと。 式第五十二条第三項に規定する値から、 搬送波を変調 する信号の通信速度は、 デジタル放送の (+)百万分の二十を 標準 方

兀 ころによること。 搬送波の変調 波スペクトルの許容範囲は、 別図第五 に示すと

五. アパーチャ補正は、 別図第七に示すものであること。

- 4 ばならない。 前条第二号の送信の方式のうち、 般放送設備 は 次の各号のいずれにも適合するものでなけ 高度狭帯域伝送方式による衛 'n
- 水平同期信号及び 垂直同 期信 号の 波 形 0) 許容範 囲 は、 別 义

同 上

超える偏差を生じないこと。 式第三十九条第二項に規定する値から 搬送波を変調 する信号の伝送速度は、 デジタル放送 1+ 百 万分の二十 0 標準

方

兀 (同上)

五. (同上)

3 ばならない。 務利用放送設備 前条第三号の送信の は 次の各号の 方式のうち、 ず れに 広帯域伝送方式による も適合するもので なけ 衛星 れ 役

(同上)

(同上)

超える偏差を生じないこと。 式第三十一条第三項に規定 搬送波を変調 する信号の通信速度は、 する値から デジタル放送 Î+ 百万分の二十を \mathcal{O} 標準

方

兀 (同上)

五. 同 F

4 星役務利用放送設備 け ればならない。 前 条第二号の送信の lm.は、 方式のうち、 次の各号の V 高度狭帯域伝送方式による衛 ずれにも適合するものでな

同 上

第

三に示すところによること。

一 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、 図第四に示すところによること。 別

超える偏差を生じないこと。 式第七十九条第二項に規定する値から、 搬送波を変調する信号の伝送速度は、 デジタル放送の標準方 (+)百万分の二十を

兀 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、 別図第八に示すと

五. ころによること。 アパーチャ補正は、 別図第九に示すものであること。

星 ばならない。 前条第三号の送信の方式のうち、高度広帯域伝送方式による衛 般放送設備は、 次の各号のいずれにも適合するものでなけれ

5

三に示すところによること。 水平同期信号及び垂直同 期信号の波形の許容範囲は、 別図 第

図第四に示すところによること。 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、 別

える偏差を生じないこと。 式第五十九条第三項に規定する値から 搬送波を変調する信号の伝送速度は、 1+ デジタル放送の標準方 百万分の二十を超

兀 ころによること。 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、 別図第十に示すと

五. アパーチャ補正は、 別図第十一に示すものであること。

(同上)

超える偏差を生じないこと。 式第四十八条第二項に規定する値から、 搬送波を変調する信号の伝送速度は、 デジタル放送の 1+ 百 万分の二十 標準 方

すところによること。 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、 別図第五の二に示

兀

5 星役務利用放送設備は、 け 五. ればならない。 前条第三号の送信の方式のうち、 アパーチャ補正は、 別図第六の二に示すものであること。 次の各号のいずれにも適合するものでな 高度広帯域伝送方式による衛

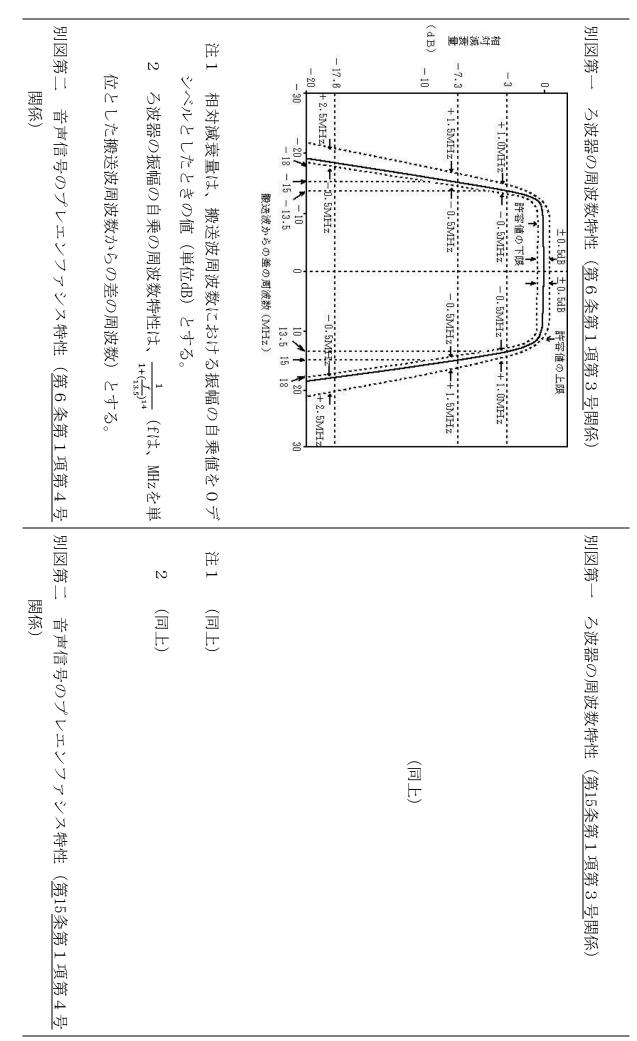
(同上)

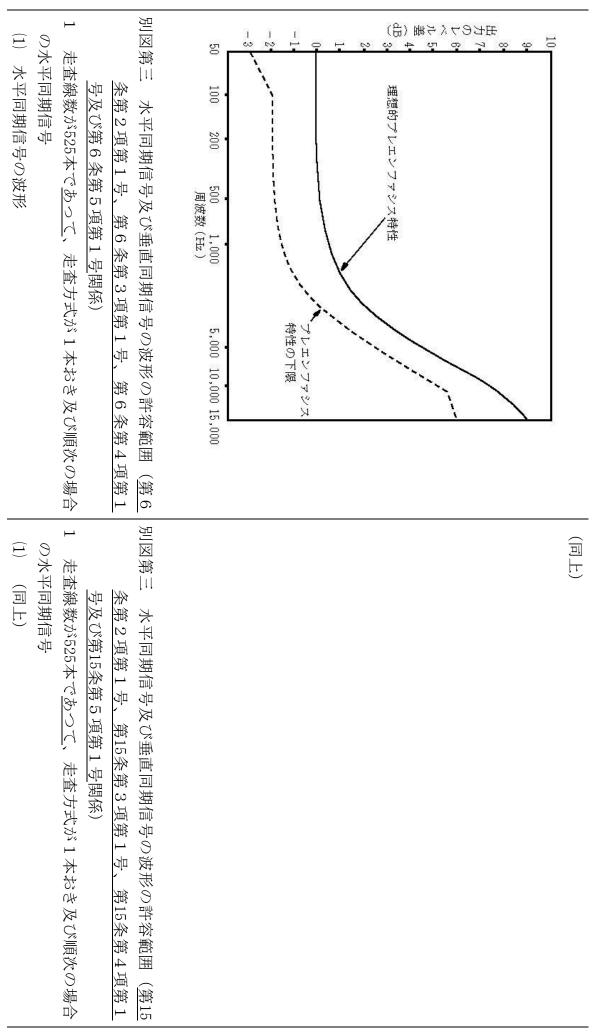
(同上)

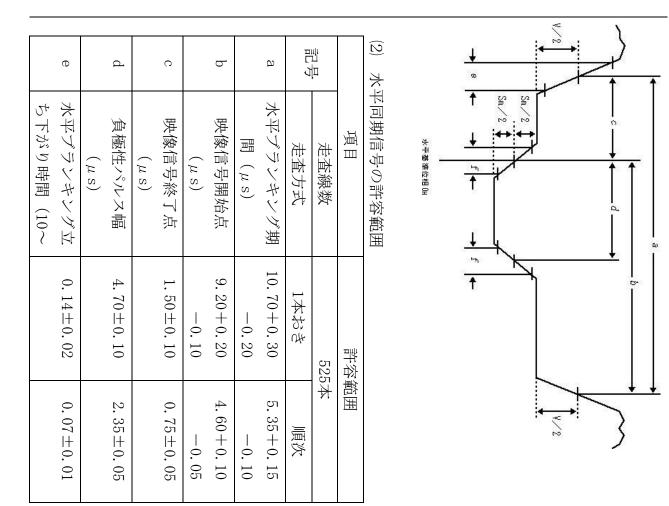
式第三十五条の四第三項に規定する値から (+) を超える偏差を生じないこと。 搬送波を変調する信号の伝送速度は、 デジタル放送の標準方 百万分の二十

兀 すところによること。 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、 別図 第五 の三に示

五. アパーチャ補正は、 別図第七の二に示すものであること。





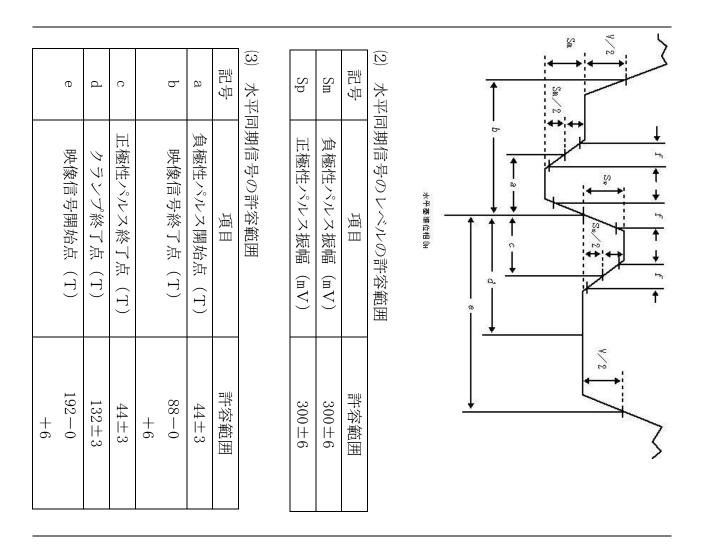


(国上)

					V∕2	5 _	22			1		
Sm	記号	(2) 7k ¹		1	S _M	ン (1) **		注 Vト	Sm		٢	₼
負極性パルス振幅 (n	項目	水平同期信号のレベルの許容範囲	米平蘇達位祖 ()		S ₂ , 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 3, 2, 2, 4, 2, 4, 2, 4, 2, 4, 2, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4,	水平同期信号の波形 → e ← → e ← →	走査線数が750本で <u>あって</u> 、	Vは映像信号の振幅を示し、	負極性パルス振幅 (mV)	間 (10~90%) (μs)	がり/立ち上がり時	* 近回期信号かた下 (μs)
(mV)		:容範囲		-	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	↑	走査方式が順次の	700 (mV)	300 ± 7.5			0 14+0 09
300±6	許容範囲			<u>↓</u>		}	走査方式が順次の場合の水平同期信	である。	300±7.5			0 07+0 01
		(2)				(1)	22					

(同上)

合の水平同期信号 (1) 水平同期信号の波形	3 走査総	2 \	数	注 1		Ф		d	С		Ъ	B	記号	(3) 水平	Sp
合の水平同期信号	走査線数が1125本で <u>あって</u> 、走査方式が1本おき及び順次の場	象信号の振幅を示し、		Tは基準クロック期間を示し、	ち下がり時間 (T)	パルス立ち上がり時間/立		映像信号開始点(T)	正極性パルス終了点(T)		映像信号終了点(T)	負極性パルス開始点 (T)	項目	水平同期信号の許容範囲	正極性パルス振幅 (mV)
	式が1本おき及び順次の場	700 (mV) である。		輝度信号標本化周波数の逆		4±1.5	+6	260-0	40±3	+6	110-0	40±3	許容範囲		300±6
合の水平同期信号 (1) (同上)	3 走査線数が1125本で <u>あつて</u> 、走査方式が1本おき及び順次の場	2 (同上)		注 1 (同上)										(3) (同上)	

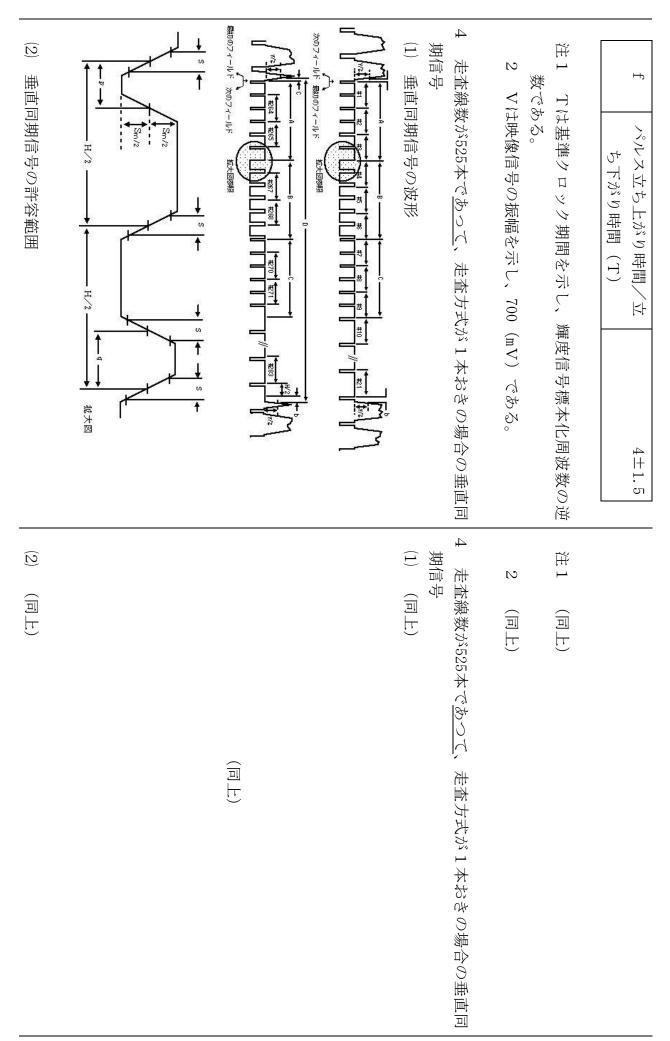


2

(国上)

 $\widehat{\mathfrak{S}}$

(国上)



	Q	ď			Ø	С		В	Α		D	記号
ス幅 (μs)	垂直やワーションパル	等化パルス幅 (μs)	間 (10-90%) (μs)	上がり/立ち下がり時	垂直同期パルスの立ち	等化パルス期間 (H)	(H)	垂直同期パルス期間	等化パルス期間(H)	(μs)	垂直ブランキング期間	項目
	4.70 ± 0.10	2.30 ± 0.10			0.14 ± 0.02	3±0		3±0	3±0	-0.20	21H+10.7+0.30	許容範囲

注1 Hは1水平走査期間を示し、1001/15.75 (μ s) べるなど。

a、b、c、Sm及びVは、1の(2)に示す値とする。

abla

 Ω 亭 走査線数が525本で<u>あって</u>、走査方式が順次の場合の垂直同期信

1

垂直同期信号の波形

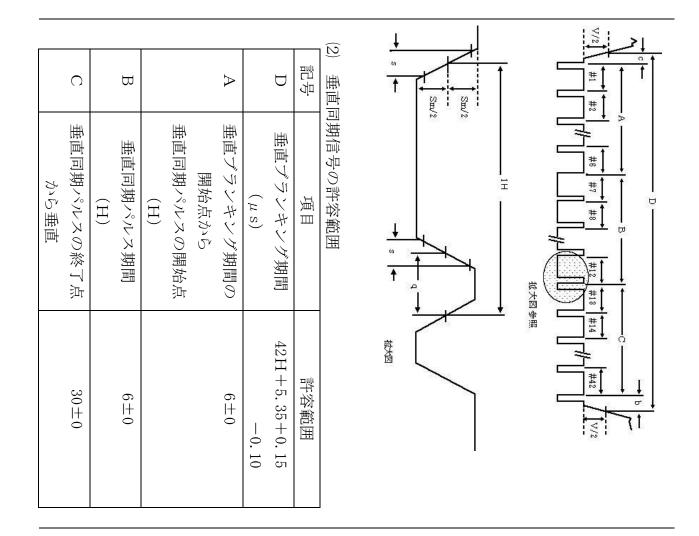
注1 (国上)

 \sim (国上)

走査線数が525本であって、 走査方式が順次の場合の垂直同期信

57

卓 <u>(1</u>)



2

(国上)

点 (H) s 垂直同期パルスの立ち上 0.07±0 がり/立ち下がり時間 (10-90%) (μs) q 垂直セレーションパルス 2.35±0 幅 (μs) 注1 Hは1水平走査期間を示し、1001/31.5 (μs) 2 a、b、c、Sm及びVは、1の(2)に示す値とする。 6 走査線数が750本であって、走査方式が順次の場合号 (1) 垂直同期信号の波形 (1) 垂直同期信号の波形
--

0 (同上) 注1

(国上)

- 走査線数が750本で<u>あつて</u>、走査方式が順次の場合の垂直同期信
- <u>1</u>
- (国上)

(国上)

ЭH -

Ĭ

数大圆

		フ さ 4.0	7 9		7							
(2) 垂直 記号	**************************************	371-16F ✓	第300 JUド プイーJUド プト##123 +1+1	(1) 垂直	走査線 同期信号	でるる。	注 T は		h	Н	記号	(2) 垂直
垂直同期信号の許容範囲 号 項目 項目	H R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	#500 + +#561 + +#562 + +#563 +	5H 22H 5H 2H 12H 112S +	垂直同期信号の波形	走査線数が1125本で <u>あって</u> 、走査方式 期信号		Tは基準クロック期間を示し、輝度		垂直同期パルス幅(T)	1ライン期間 (T)	項目	垂直同期信号の許容範囲
許容範囲		++ #583 + #584 ++	-#6-+k#7+ +#21		走査方式が1本おきの場合の垂直		輝度信号標本化周波数の逆数	-12	1280+0	1650 ± 0	許容範囲	
<u> </u>				(1)	7		注					(2)
(同上)		(同上)		(同上)	走査線数が1125本で <u>あつて</u> 、走査方式が1本おきの場合の垂直 同期信号		(同上)					(同上)

(第6条第2項第2号、第6条第3項第2号、第6条第4 項第2号及び第6条第5項第2号 関係)

音号	数 色差	桜	声	六	本信号	標 輝度		Н	周波数f	の繰返し	水平走査	走査方式	走査線数	区別
H 33	6.75MHz				l+ ω	13.5MHz			l+ ω	1.001kHz	15. 750/	1本おき	525本	
 3	13.5MHz				H 3	27 MHz	± 3	Z	1.001kH	\	31.500	順次	本	計谷偏左
I +	37. 125/				1+	74. 25/	± 10	Z	1.001kH	\	45.000	順次	750本	左(日刀ガ伞)
±10	37.125 / 1.001 MHz				±10	$74.25 \diagup 1.001 \mathrm{MHz}$			±10	1. 001kHz	33.750/	1本おき	1125本	(半)
1.001M Hz ±10	74. 25	±10	$_{\mathrm{Hz}}$	1.001M	\	148. 5	± 10	$_{\mathrm{Hz}}$	1.001k	\	67. 500	順次	*	

別図第五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第6条第2項第4号</u>関係)

(<u>第15条第2項第2号、第15条第3項第2号、</u> <u>項第2号及び第15条第5項第2号</u>関係)

第15条第4

(司上)

別図第五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第15条第2項第4号</u>関係)

相 対 滅 衰 皇 (デシベル) 注 -10.00 -50.00 -30.00 -20.00 -40.0010.00 0.00 規格化周波数 Fは周波数を表し、Fnはナイキスト周波数を表す。 0.00 (F/Fn)0.0 0.0 1.0 0.9 0.8 0.8 0.4 0.4 0.2 0.2 0.50 規格化周波数 (F/Fn) 1.00 相対減衰量 (デツベラ) +0.25-2.00-1.10+0.15+0.25-0.25-0.50-0.40+0.25-0.401.50 2.00 規定の種類 上照 上照 上照 下照 下照 上照 | 大照 上照 対照 上照 2.50

注

(国上)

		别返	r**			3 18							
Fn: 注 πは円周率を、 す。	(アパーチャ補正) = X=	別図第七 アパーチャ補正	Fn: 注 πは円周率を、 す。	X =	(アパーチャ補正) =	別図第六 アパーチャ補正	2. 12	1.8	1.6	1.4	1.2	1.2	1.0
2Fn =14.430 [MHz] では周波数を、	$\frac{X}{\sin X}$	ì正(<u>第6条第3項第5号</u> 関係)	Fn=10.548 [MHz] :、Fは周波数を、Fn/は	πF 2Fn	sinX	ì正(<u>第6条第2項第5号</u> 関係)	-40.00	-35.00	-24.00	-16.00	-11.00	-8.00	-4.00
Fnはナイキスト周波数を表		5 号関係)	Fnはナイキスト周波数を表			5号関係)	上限	上限	上限	上限	下限	上限	下限
注 (同上)	(同上)	別図第七 アパーチャ補正 (第15条第3項第5号関係)	注 (同上)		(同上)	別図第六 アパーチャ補正 (第15条第2項第5号関係)							

愛 蝿(ポツ系号) - 00.00 00.00 別図第八 -40.00-50.00 注 10.00 0.00 0.00 規格化周波数 Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。 4号関係) (F/Fn)0.00 0.40 0.89 0.40 0.20 0.20 0.00 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 0.501.00 1.50 規格化周波数 (F/Fn) 相対減衰量 (デッベア) +0.25+0.15-0.40+0.25-0.40+0.25-0.252.00 (第6条第4項第 規定の種類 上照 上照 上照 上照 下照 | 大照 下照 2.50 別図第五の二 注 (国上) 項第4号関係) 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (国上) (第15条第4

<u></u>				<u></u>										
<u>別図第十</u> 搬送波の変調 <u>4号</u> 関係)	Fn=注 πは円周率を、F す。	$X = \frac{\pi F}{2Fn}$	(アパーチャ補正) =	別図第九 アパーチャ補正(第6条第4項第5号関係)	1.70	1.50	1.40	1.23	1.11	1.11	1.00	1.00	0.94	0.89
搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 <u>号</u> 関係)	Fn=11.652 [MHz] :、Fは周波数を、Fnはナ	π <u>F</u> 2Fn	X sinX	正(<u>第6条第4項第5</u> 5	-40.00	-35.00	-24.00	-16.00	-11.00	-8.00	-4.00	-2.00	-0.50	-1.10
§囲(第6条第5項第	Fnはナイキスト周波数を表			<u>号</u> 関係)	上限	上限	上限	上限	下限	上限	下限	上限	上限	下限
<u>別図第五の三</u> 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(<u>第15条第 5</u> <u>項第 4 号</u> 関係)	注(同上)		(同上)	別図第六の二 アパーチャ補正 (第15条第4項第5号関係)										

注 -40.00-50.0010.00 0.00 規格化周波数 0.00 Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。 (F/Fn)0.97 0.950.95 0.4 0.4 0.2 0.0 0.0 0. 2 1.0 1.0 0.50 1.00 1.50 規格化周波数 (F/Fn) 相対減衰量 (デッベア) -4.00-2.00-0.50-1.10-0.40-0.25-0.400. 15 0.25 0.25 0.25 2.00 規定の種類 上照 下照 上照 上照 | 大照 上照 | 大照 上照 | 大照 上照 対照 2.50

(同上)

注

(国上)

				別						
	F1 注 πは円周率を、 す。	×	(アパーチャ補正):	<u>別図第十一</u> アパーチャ補正	1.56	1.28	1. 13	1.38	1.05	1.05
	Fn=16.29705 [MHz] :、Fは周波数を、Fnに	$X = \frac{\pi F}{2Fn}$	$=\frac{X}{\sin X}$	ャ補正(<u>第6条第5項第5号</u> 関係)	-40.00	-24.00	-16.00	-35.00	-11.00	-8.00
	Fn=16. 29705 [MHz] πは円周率を、Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表。			第5号関係)	上限	上限	上限	上限	下限	上限
【以下略】	注 (同上)		(司上)	別図第七の二						
	<u>F</u>)									
				アパーチャ補正						
				: (第15条)						
				(<u>第15条第 5 項第 5 号</u> 関係)						
				号関係)						